

II やまがた緑環境税の税収の状況等

1 税のしくみ

やまがた緑環境税は、県民税均等割の超過課税方式を採用しています。納税義務者及び税率は以下のとおりです。

(1) 納税義務者

- ・個人 県内に住所等を有する個人（ただし、住民税が課税されている者に限る）
- ・法人 県内に事業所等を有する法人

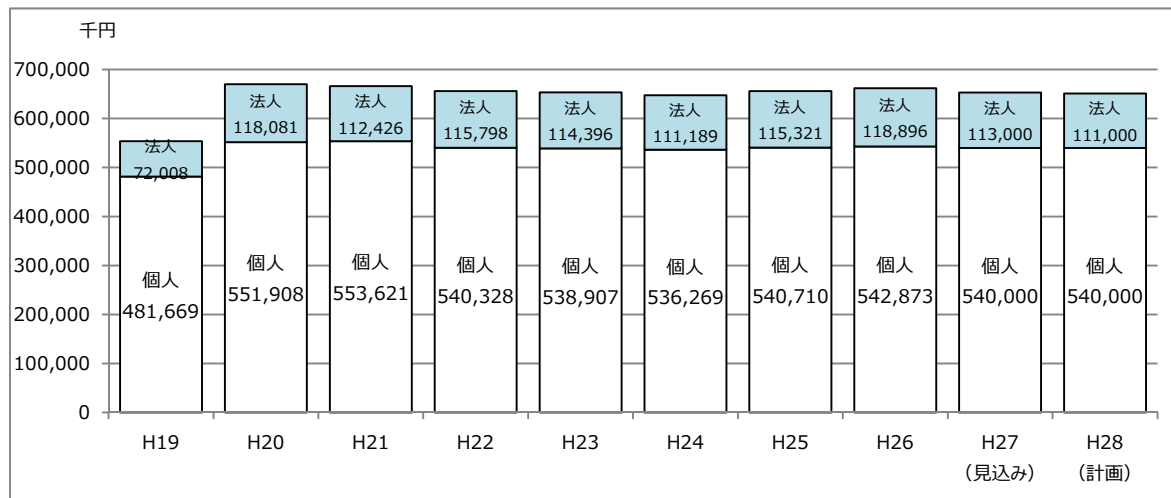
(2) 税率

- ・個人 1,000円（年額）
- ・法人 均等割の税率に100分の10を乗じて得た額（年額）

法人の区分		税額
資本金等	1千万円以下	2,000円
	1千万円超 1億円以下	5,000円
	1億円超 10億円以下	13,000円
	10億円超 50億円以下	54,000円
	50億円超	80,000円

2 税収状況

やまがた緑環境税の収入額は、経過措置が講じられた導入初年度を除き、毎年度、概ね6億5千万円前後で推移しており、税創設時から平成28年度までの税収累計額は約64億円、前回見直し（平成24年度）以降の税収は約32億円と見込まれます。



やまがた緑環境税徴収額の推移

3 透明性の確保

普通税のメリットを活かしつつ、目的税の効果を持たせるため、「やまがた緑環境税基金」を設置し、やまがた緑環境税の税収をすべて基金に積み立て、これを取り崩し使途に充てることによって、使途を限定し透明性を確保しています。